

●香川県広域水道企業団告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和元年香川県広域水道企業団告示第4号（水道料金等の収納事務を取り扱う指定代理納付者の指定）は、廃止する。

令和2年4月17日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

1 収入の種類

水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等

2 指定代理納付者の名称

ヤフー株式会社

3 指定代理納付者の所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3号

4 指定代理納付者が取り扱うカードの名称

ビザ、マスターカード、ジェーシービー、アメリカンエクスプレス及びダイナースクラブ

5 指定年月日

令和2年4月1日